

●香川県告示第23号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、観音寺市建設部建設課において令和2年1月28日から10年間閲覧に供する。

令和2年1月28日

香川県知事 浜田 恵造

1 竣功認可年月日

令和2年1月21日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

香川県観音寺市観音寺町字見卓甲4125番の地先公有水面

(2) 区域

次の地点のうち、⑪の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び⑪の地点と⑩の地点を結ぶ昭和35年6月22日付け35発港第360号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L. +4.30メートルにより決定）により囲まれた区域

⑪の地点	三等三角点柞田（北緯34度06分29.430秒、東経133度39分38.531秒）から284度03分09秒 2,580.47メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から 294度27分05秒 6.43メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から 354度27分01秒 207.35メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から 309度27分02秒 19.09メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から 264度27分01秒 141.00メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から 354度26分56秒 30.00メートルの地点
⑧の地点	⑯の地点から 354度27分01秒 349.95メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から 354度26分49秒 7.90メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から 84度27分01秒 160.02メートルの地点

(3) 面積

63,339.09平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成11年12月9日

(2) 免許番号

11港A第55号